

品川区5歳児健康診査実施要綱

制定 令和8年3月31日 区長決定 要綱第87号

(目的)

第1条 この要綱は、就学期を迎える前の4歳および5歳の幼児に対し、心身の発達に必要な健康診査を実施し、あわせて適切な保健指導を行う（以下これらの事業を「5歳児健康診査事業」という。）ことにより、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井および荏原の各保健センター(以下「センター」という。)とする。

(対象)

第3条 5歳児健康診査事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する幼児とする。

- (1) 区内に住所を有する幼児であること
- (2) 5歳児健康診査実施年度において満5歳になる幼児であること
- (3) 別表で定める5歳児健康診査事業の対象園に在園する幼児であること

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前項に規定する対象者に準ずると特に認める者を対象者とすることができる。

(実施方法)

第4条 5歳児健康診査事業は、専門職による健診対象児童の選定を実施し、このうち、発達等に課題があると考えられる幼児を対象に健診実施日を定め、センターにおいて医師が診察する健診（以下「診察等」という。）を実施することにより行う。

2 区長は、次に掲げる方法により対象者の把握に努めるものとする。

- (1) 住民基本台帳
- (2) その他の関係資料

3 対象者への通知は、個別通知による。

4 健診対象児童の選定は、集団観察および対象者の保護者によるアンケートにより実施する。

5 診察等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 問診
- (2) 身体測定
- (3) 診察
- (4) その他区長が必要と認める項目

6 前項第1号の項目を実施した結果、必要と認められる場合は、次の相談等を実施するものとする。

- (1) 発達相談
- (2) 子育て相談
- (3) 栄養相談
- (4) 心理相談

(事後措置)

第5条 区長は、診察等の結果により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 要治療者に対しては、専門医療機関での受診を勧奨する。
- (2) 要精密健診者に対しては、紹介状を交付し、医療機関または児童発達支援センターでの受診を勧奨する。
- (3) 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健康診査を行うほか、訪問等により指導する。

(記録)

第6条 区長は、診察等の結果および指導事項につき、親子健康手帳(母子健康手帳)および5歳児健診票に記録し、また、事業実施状況につき、5歳児健康診査実施記録を作成し、保存する。

2 心理相談結果については、経過観察健康診査心理判定票日報を作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、5歳児健康診査事業の実施に関して必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。